

鹿沼市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 栃木県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、栃木県及び鹿沼市から求められた場合、それに応じます。
- 2 申請に関する個人情報について、栃木県及び鹿沼市が、本事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することを認めます。
- 3 以下の場合、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職へ就業しなかった場合：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に市内へ転入しなかった場合：全額
 - (4) 支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に市外へ転出した場合：全額
 - (6) 転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額